

平成 21 年 12 月 10 日
財団法人日本容器包装リサイクル協会
プラスチック容器事業部
(改定日：平成 21 年 12 月 10 日)

入札における上限値の設定/適用について

※ プラスチック容器包装再商品化入札選定では、昨年と同様に上限値の設定を行い、**入札金額が上限値を超える額のフダは選定から除外**する。上限値は優先札、および全手法の入札に適用する。

1. 入札金額に上限値を設定する。

- 平成 22 年度入札より材料リサイクル優先落札量を市町村からの引取量の 50%とする措置が講じられることから、上限値の設定に当たっては、その役割が異常値の排除にあるとの位置付けの下、これを行うものとする。
- 上限値は全保管場所の落札者が決定した時点で公表する。

2. 入札時の参考のため以下を公表する。

- ① H22 年度 再生処理コスト基準（再生処理費用－再商品化製品売却額）
- ② H22 年度 輸送コスト基準（ボール＋再商品化製品輸送費）
- 各基準値については 3. 4. 項を参照。
- 各入札事業者は下記の各事項を参考に、各社の事業戦略・利益等を勘案し、入札額を設定することを想定している。

3. H22 年度 再生処理コスト基準について

H22 年度 再生処理コスト基準（再生処理費用－再商品化製品売却額）

優先された材料リサイクルによるもの : 57.0 千円/トン（消費税込み）

（参考）H21 年度材料リサイクルによるもの : 55.5 千円/トン（消費税込み）

- (1) H21 年度落札データ等の精査、アンケート調査等を全手法について実施した。
なお、データは費目ごとに四分位範囲法等を用いて算定した（昨年同様）。
- (2) このうち、最高額である優先された材料リサイクルによるものを上限値設定の基礎とする。但し、前年調査時点以降の市況の変動が大きかったことから、これらの事情を更に勘案した額を基礎額とする。

4. H22 年度 輸送コスト基準について

H22 年度 輸送コスト基準 : 10.7 千円/トン（消費税込み）
（ボール＋再商品化製品輸送費）

- (1) ベール輸送費については、入札書で事業者が提示した運賃をもとに、四分位範囲法を用いて分析した。なお、本数値の確からしさについては、再生処理コスト基準と同様、再生処理事業者、輸送事業者にヒアリングを実施して検証した。
- (2) ペレット等の再商品化製品輸送費については、再生処理事業者へのヒアリング等をもとに推計した。
- (3) なお、ペレット等はベール 100 に対し 50 生産されるものとし、この量比、及び積載可能量の違い等を考慮した輸送費をベール輸送費に加算して算定した。

※なお、環境負荷低減のためには、輸送距離の抑制も重要であり、コスト算定に関してはこの観点からの考察・検証も行っている。

5. 上限値の適用に対する例外措置

- (1) 以下のような理由で輸送費が高額となる場合は特例として考慮する。
 - ・自治体（保管施設）の立地により輸送手段等が限定される場合
 - ・ベール引取り経路の道幅が狭く 10 トン車以上のトラックが使えない場合
 - ・自治体保管施設の申し込み量が極端に小さい（概ね 10 トン程度）場合
 - ・その他、自治体（保管施設）の都合により荷役方法等が限定される場合

6. 上限値設定/適用に係わる公正性の確保について

- (1) 落札結果の公表（ホームページ）を継続実施する。
- (2) 上限値は全保管場所の落札者が決定した時点で公表（ホームページ）する。
- (3) 「特別監査人」（弁護士等）を依頼し、以下の監査を実施、その結果を公表する。
 - ① 上限値は開札前に設定されており、監査人はその提示を受けたこと
 - ② 落札後、上限値を上回る入札フダのリストを確認し、設定通りであること

以上